

さいたま市告示第958号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年6月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区田島五丁目687番1、687番7、687番9、687番10、688番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和7年1月22日

第 開 - S 2 0 2 4 0 5 9 号

4 検査済証番号

令和7年6月4日

第 完 - S 2 0 2 4 0 5 9 号